

農林物資規格調査会部会議事概要

日時：平成18年3月29日（水）

14：00～14：55

場所：日本郵政公社共用会議室A～D

- | | |
|----------------------------|-----|
| ○パン粉の日本農林規格の制定 | 1 頁 |
| ○りんごストレートピュアジュースの日本農林規格の制定 | 5 頁 |
| ○うに加工品品質表示基準の改正 | 6 頁 |
| ○うにあえもの品質表示基準の改正 | 6 頁 |

開 会	
	（伊藤委員、宮地委員、小野委員、堀江委員、河道前委員、加藤委員が欠席）
水田課長	（挨拶）
パン粉の日本農林規格	
田島部会長	それでは、議題（１）. アのパン粉の日本農林規格の制定について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局 （島崎課長補佐）	（パン粉の日本農林規格制定案について説明）
田島部会長	この議題については、共栄フード株式会社の鎌田陳述人より意見を述べたい旨申し入れがあった。鎌田陳述人は、陳述人席へ移り、5分以内で説明をお願いしたい。
蒲田陳述人	パン粉の日本農林規格制定に際し、陳述の機会をいただきお礼を述べる。共栄フード株式会社では、パン粉の製造・販売を行っている。 パン粉は、家庭用が15%、業務用が85%程度であり、業務用の仕向先のほとんどが冷凍食品メーカーである。パン粉メーカーは、各冷凍食品メーカーと個別に打ち合わせ、製品の規格を作成している。冷凍食品メーカーは、この規格に基づいて納入されたパン粉を使用して、調理冷凍食品の日本農林規格を満たす冷凍食品を製造している。冷凍食品メーカーは、パン粉メーカーに対し、使用原材料

のトレーサビリティや遺伝子組換え、アレルギーの表示などについて要求するとともに、定期的に細かくチェックを行い、改善を要求してくるのが現状である。これに対しパン粉メーカーも品質の向上等を図っている。

パン粉は、冷凍食品を通じて日本農林規格を満たしているため、ここでパン粉の日本農林規格を制定することはいかななものか。

資料５「ＪＡＳ規格及び品質表示基準制定・見直しの基準」の１の（２）のアにおいて「原材料用に業者間で取引される品目で、一定の品質が期待されるなど、取引の単純公正化に資する観点から標準が必要なもの」と規定されていることは理解する。

特に業務用製品については、冷凍食品メーカーの意見と規格案の要求事項に乖離がないか、よくメーカーにも意見を聞いてほしい。家庭用はこの規格案でのよいが、業務用はもっと議論が必要である。

田島部会長

これまでの事務局及び陳述人の説明に対して、質問や意見はあるか。

大場委員

パン粉の年間生産量は、約１６万トンであり、このうち８５％が業務用と認識。冷凍食品メーカーにおいてパン粉を使用した製品としては、フライ系の製品が多い。

家庭用製品、業務用製品ともにユーザーからの要求が細かくなってきている。家庭用製品は、毎年約３００種類の新製品を発売しているが、小売店や消費者からパン粉に関する意見が多く寄せられている。これらの意見を受けてパン粉メーカーへ要求しているが、なかなか満足を得る結果となっていない。業務用製品は、外食や学校給食を通じて消費者へ届く。学校給食には、着色したパン粉は使用できない規制があり、外食からも消費者の意見としてやわらかいパン粉を望む意見が寄せられている。冷凍食品の原材料に占めるパン粉の割合は高く、最終製品へ影響も大きいことから、これらの意見をふまえたパン粉をパン粉メーカーに製造・供給してもらっているのが現状である。

こうした中、冷凍食品業界には、パン粉の日本農林規格の制定は時期尚早などの意見もある。パン粉組合におかれては、現時点では業界規格を制定し、その後、日本農林規格化を検討されたい。

田島部会長

事務局何か説明はあるか。

事務局
(島崎課長補佐)

パン粉の日本農林規格制定案は、パン粉業界の要望を受けて検討したものである。パン粉業界は、規格制定によって、取引の公正化や製造技術の向上を図りたい意向であった。また、冷凍食品メーカーからも個々に意見を聞いたところ賛否様々な意見があった。

一部冷凍食品メーカーからは取引に使いたい意向があったことや

	J A S 規格は強制規格ではないことを踏まえ、本日パン粉の日本農林規格案を提案したところである。
田島部会長	事務局の説明では、J A S 規格制度は任意の制度なので、パン粉業界に役立てばとのことであった。
熊代委員	市販のパン粉はおいしくないの、自分でパン粉を作っていたが、パン粉の日本農林規格が制定されれば、J A S マーク製品を購入したいし、日本独自の食品に規格が制定されることから規格案に賛成である。さらによいパン粉を作っていただきたい。
田島部会長	消費者の意見は、パン粉の日本農林規格制定に賛成ということである。
内藤委員	パン粉の用途のほとんどは冷凍食品とのこと。私は冷凍食品は購入しないが、今のパン粉は品質的においしくないのか。 業務用の場合、消費者の目に直接ふれないのでわかりにくい面があるものの、パン粉の日本農林規格の制定に賛成である。
田島部会長	パン粉の日本農林規格は、業務用も家庭用も対象である。また、規格の内容においしさの基準はなく、食品添加物の制限が特徴と言える。
小坂委員	これまでの消費者説明会などを通じて、パン粉に使用される食品添加物には様々なものがあることがわかった。パン粉の日本農林規格が制定されることに賛成である。
田島部会長	パンに使用されるの食品添加物に比べて、パン粉のそれは少ないと考える。パン粉の日本農林規格制定案では、食品添加物をかなり制限している。
河原委員	大場委員へ聞きたい。消費者から冷凍食品に使用されているパン粉に関する意見が多く寄せられているとのことだが、その内容如何。
大場委員	パン粉を使用したフライ系の冷凍食品に対しては、食感としてのサク味を要望する意見が多い一方で、口をけがするようなものは困る旨の意見も冷凍食品メーカーへは寄せられている。 これらの意見をパン粉メーカーへ伝えているが、消費者から直接パン粉組合へ意見は寄せられていないと考える。また、家庭用製品については、消費者から冷凍食品メーカーへ意見が寄せられるが、外食用製品については、フライ系が多いにもかかわらず冷凍食品協会へも意見が寄せられないため、これに関する消費者の意見は、パ

	ン粉メーカーへ伝えることができない。
河原委員	私は、以前は冷凍食品をあまり購入していなかったが、最近は購入するようになった。ある程度の規格の目安があれば購入時に助かる。
田島部会長	全国パン粉工業協同組合連合会の小谷委員から意見はあるか。
小谷委員	資料２の２－２ページに示されているようにパン粉の年間生産量は、平成１２年から平成１３年にかけて約１０％減少しているが、この原因は、中国やタイからの冷凍食品の輸入品が増加したためである。国内のパン粉メーカーの中には海外でも生産しているメーカーもあるが、海外へ向けてもパン粉の規格を発信したい。中国などでは、これがパン粉かと思うような製品が生産されていることもある。また、先ほどパン粉がまずいとの指摘もあったことから、パン粉の日本農林規格を国際的に広げていきたい。
田島部会長	パン粉業界からＪＡＳ規格制定の必要性について発言があったところだが、どうか。
川畑委員	冷凍食品メーカーとしては、使用しているパン粉について一定の品質を確保していることから、新たにパン粉の日本農林規格は必要ない旨の意見であったが、私は、パン粉に使用されている食品添加物の多さに驚いている。サク味等は、パン粉の日本農林規格が制定されてもその範囲内で多様性を探れるのではないか。
田島部会長	パン粉の日本農林規格制定案は、最低限の基準を規定した規格であることから、冷凍食品メーカーの足かせになることはないと思うがいかがか。
内藤委員	先ほど河原委員から大場委員へ品質に関する消費者の意見について質問があった。また、小谷委員から輸入品の品質について発言があった。輸入される冷凍食品の品質について大場委員へ聞きたい。
大場委員	輸入される冷凍食品のうち、パン粉を使用しているものは、調理冷凍食品に該当する。貿易統計に調理冷凍食品の区分がないことや食品衛生監視統計と協会の区分が異なることから、全体の輸入数量は把握していないが、日本冷凍食品協会の会員企業が取り扱った輸入数量については把握している。それによれば調理冷凍食品の輸入数量は、年間約２５万トンである。非会員企業の取扱数量は不明である。

内藤委員	輸入品の品質について伺いたい。
大場委員	協会の認証基準に基づき認証している認証工場については、国内外を問わず定期検査等を通じて品質等も把握しているが、外国の認証工場は非常に少数であることから、輸入品全体の品質の詳細なデータは協会として把握していない。 外国の工場は、その所在地周辺のパン粉メーカーからパン粉を購入しており、各工場においては、購入先のパン粉メーカーの状況を把握している。
田島部会長	各冷食メーカーが自己責任のもと把握しているということですね。
田島部会長	意見も出尽くしたようなので、事務局案を了承いただいたと考え、その旨ＪＡＳ調査会に報告したいがよろしいか。
各委員	(異議なし)
田島部会長	その旨を農林物資規格調査会総会に報告する。 (以上)

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格

田島部会長	それでは、議題(１)．イのりんごストレートピュアジュースの日本農林規格の制定について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局 (島崎課長補佐)	(りんごストレートピュアジュースの日本農林規格制定案について説明)
田島部会長	特色規格として提案があったが、ただいまの説明に対して、質問や意見はあるか。
小坂委員	資料３の３－３ページ２の表示例において、「(○県産りんご使用)」と記載されているが、りんごストレートピュアジュースの日本農林規格(案)第５条第２項では、「○産りんご使用」と規定されている。内容に違いがあるのか。
事務局 (島崎課長補佐)	規格(案)第５条第２項のとおり。
田島部会長	社団法人日本果汁協会技術委員長の渡邊委員に発言を求めたい。

渡邊委員	国産りんごを原料に用いたりんごストレートジュースのうち、酸化防止剤としてビタミンCを添加していない限定された製品が格付の対象となることから、特色JAS規格として適当と考える。
田島部会長	それでは、事務局案を了承いただいたと考え、その旨JAS調査会に報告したいがよろしいか。
各委員	(異議なし)
田島部会長	その旨を農林物資規格調査会総会に報告する。 (以上)

うに加工品品質表示基準及びうにあえものの品質表示基準

田島部会長	それでは、議題(2)のうに加工品品質表示基準及びうにあえものの品質表示基準の改正について、事務局より説明をお願いしたい。
事務局 (島崎課長補佐)	(うに加工品品質表示基準及びうにあえものの品質表示基準改正案について説明)
田島部会長	加工食品品質表示基準との整合性を図った改正案の提案であったが、ただいまの説明に対して、質問や意見はあるか。
各委員	(意見等なし)
田島部会長	それでは、事務局案を了承いただいたと考え、その旨JAS調査会に報告したいがよろしいか。
各委員	(異議なし)
田島部会長	その旨を農林物資規格調査会総会に報告する。 (以上)
水田課長	(今後、パブリック・コメント募集、WTO通報手続を経て農林物資規格調査会総会で審議予定である旨説明。 (以上)